

第 8 回 議会議員の定数及び任期等検討小委員会会議録

召集年月日	平成16年 1月15日(木曜日) 午前11時00分		
召集の場所	栗駒町役場 会議室		
出席者	氏名	職名	
	1番	石川 正 運	議会議員(築館町)
	2番	高橋 義 雄	" (若柳町)
	3番	千葉 伍 郎	" (栗駒町)
	4番	佐藤 幸 生	" (高清水町)
	5番	佐藤 重 美	" (一迫町)
	6番	佐々木 幸 男	" (瀬峰町)
	7番	菅原 登	" (鶯沢町)
	8番	高橋 光 治	" (金成町)
	9番	遠藤 實	" (志波姫町)
	10番	茂泉 文 男	" (花山村)
	11番	長谷川 厚 子	学識経験委員(築館町)
	12番	三浦 徹 也	" (若柳町)
	14番	海老田 慶 子	" (高清水町)
	15番	白鳥 文 雄	" (一迫町)
	16番	津藤 國 男	" (瀬峰町)
	17番	須藤 茂	" (鶯沢町)
	18番	後藤 和 廣	" (金成町)
	20番	中條 彦 登	" (花山村)
	欠席者	13番	佐藤 多恵子
19番		白鳥 一 彦	" (志波姫町)

次 第

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 案 件
 - 1) 議会議員の定数及び任期等検討小委員会報告書について
 - 2) その他
- 4 閉会の挨拶
- 5 閉 会

第8回 議会議員の定数及び任期等検討小委員会

1 開 会 午前11時15分

千葉事務局次長 それでは、皆さん、ご苦労様でございます。

開会前に、本日欠席の連絡は、栗駒町の佐藤多恵子委員さん、それから副委員長の白鳥一彦委員さんが欠席ということで承っております。

定足数に足りてございますので、15分ほど経過してございますけれども、ただ今から第8回議会議員の定数及び任期等検討小委員会を開催したいと思います。

なお、お詫びとご訂正をお願いしたいと思いますが、次第の方に日時、「とき：平成16年1月14日（木）」となっております。これ、15日です。お詫びと訂正をお願いします。

2 挨拶

千葉事務局次長 それでは、開会に当たりまして、高橋委員長さんの方からご挨拶を頂戴します。

高橋義雄委員長 それでは、ご挨拶を申し上げます。

今、ちょっと勘違いいたしまして、平成16年を迎えましてから、皆さん方とこうやってお会いするのも初めてでございますが、まず改めて、明けましておめでとうございます。どうぞ本年もよろしくお願いを申し上げたいと思います。

今日は、第8回目の議会議員の定数及び任期等検討小委員会を開催いたしましたところ、私事で大変皆さん方にご迷惑をおかけいたしました。10時から私どもの町の方で、若柳の国保病院の建築の安全祈願祭がありまして、そちらの方に出席してまいりましたので、35分から40分ぐらいで終わるという話でしたので出席いたしました。50分ほどかかりましたので、本当に時間に遅れて申し訳ございません。改めてお詫びをさせていただきます。

今日の案件でありますけれども、年内におまとめをいただきました報告書の作成についてということですが、これにつきましては、もう既に皆さん方のお手元にご配付済ということで、皆さん方、お読みいただいたかと思いますが、それらについて、今日は午後の協議会の方に報告するという段取りになっておりますので、どうぞこの報告書について、いろいろとご協議を賜りたいとこの様に思う次第でございます。大変ご苦労さんでございます。

千葉事務局次長 ありがとうございます。

3 案 件

千葉事務局次長 続きまして、早速案件の方に入らせていただきます。

議事進行につきましては、委員長さんの方をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

1) 議会議員の定数及び任期等検討小委員会報告書について

高橋義雄委員長　早速案件に入ります。議会議員の定数及び任期等検討小委員会の報告書についてでございますが、これを案件にいたします。

まず最初に事務局の方から説明してもらいますか。そのようにしてよろしいですね。（「はい」の声あり）では、事務局。

濁沼事務局次長　それでは、前回の第7回の小委員会で確認された議会議員の定数の関係、これは一応事務局で集約した内容を、文言整理をし、事前に各委員さん方に配付をするということで、配付をさせていただきました。その結果、文言の整理の内容について、委員さん方の内容について違いがあれば、事務局の方にご報告いただくということで、その結果、4人の委員さんから質疑等がありました。その内容をご報告いたします。

初めに後藤委員さんから、この集約1、2と大きく集約しておりますが、この2の部分で、選挙区廃止だけではなくて、定員30人も表記すべきではないのかというお話がありました。ただ、この部分については、1の部分で既に定数を30人と文言整理させていただいておりますので、2については、特に表記は必要としないだろうということでお話ししまして、ご了解いただきました。

それから、長谷川委員さんから、1項の部分ですが、「任期に相当する期間に限り」という部分は、年数的には4年なのかというお話でありました。これは、説明としましては、そのとおりですということにいたしました。

それから、2の部分で各町村ごとの定数の割り振りを文言で表示してあります。この文言の整理の仕方として、定数の多いところから順番に文言整理ができないのかというお話がありました。これは、確かにその方が見やすいのですが、町村の順番については、国なり、それから県なりが、自治体の築館、若柳、栗駒という部分で、町村コードを整備している部分です。この部分で、順番を、定数を表記してありますということで、これもご了解いただきました。

それから、佐藤委員さんから、1項の部分で「議会議員の定数は、30人とする」という部分ですが、これは30人以内ではなかったのかというお話がありました。この部分については、確かに前回の協議の中で、定数は30人以内ということで確認されました。ただ、いろいろと文言整理に当たって、詰めた段階で、選挙区を設ける、それから定数特例を設けるという、その設ける場合の前段として、新市の議員定数を先に決定をし、表記をして、その後選挙区並びに定数特例の人数を決めるということで、これは前回の協議の中で皆さん方の意向が30人以内ではあったんですが、30人以内ではなくて、30人というふうに文言整理させていただきましたということをお話をして、ご了解いただきました。

それからあと、特に若柳の三浦委員さんからは、原案どおりでいいですよという丁寧なお葉書をいただきました。

4人の委員さんから、そのような質疑等をいただいたということで、内容については、最終的には事務局が整理したこの文言整理で問題無いというふうにまとめさせていただきました。以上です。

高橋義雄委員長　今の事務局が説明したとおりであります。この報告書、この内容でよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

異議が無いということでございますから、それでは小委員会報告書につきましては、この内容で合併協議会に報告するということにいたしたいと思っております。

高橋光治委員 報告書ではないのですが、ちょっと確認のために発言させて下さい。

高橋義雄委員長 はい、高橋委員。

高橋光治委員 前にもお話し申し上げましたが、今回のやつは、定数その他を決めるのは当然ですが、経過の中でお話をした補欠選挙の関係なんかの捉え方として、これに報告をするということではないのですが、報告をする前に確認させて欲しいんです。補欠選挙の部分なんかは、選挙区を設けた時には、どのようになっていくのかとちょっと議論したことがあるんですよね。そして、私は提言をしたつもりもあったんですけども、要は統一でやっていくとか何とかという、それはやはり考えないで、今の公職選挙法の考え方でやっていくという捉え方なんでしょうか。その点だけ、もう1回確認させて下さい。

高橋義雄委員長 事務局から答弁してもらいます。

鈴木事務局長 今補欠選挙の考え方について、高橋委員さんの方からご質問があったのですが、あくまで公職選挙法のとおり実施することになります。ですから、定数の6分の1という考えになります。

高橋義雄委員長 よろしいですか。高橋委員。

高橋光治委員 確認のためですから、皆さん、6分の1というのは、定数2のところは、欠ければすぐやらなければいけない訳ですけども、7の部分であっても1欠けた場合、2欠けないとだめだということですか。その辺、きちっともう1回説明して欲しいのさ。

鈴木事務局長 6分の1の計算からすると、7の定数のところは、2人欠けると補欠選挙です。

高橋光治委員 それだけですね。(「はい」の声あり) 以下は、1欠ければ.....。

鈴木事務局長 すべて補欠選挙ということですよ。

高橋光治委員 その辺は議論であったので、報告には多分無いと思いますが、1回認識のために確認しておかないと、一人歩きしてしまうのではないかと。その辺は大切なことではないかなと私は思ったものですから、委員長、発言させていただきました。分かりました。

高橋義雄委員長 それでは、この報告書については、このとおり合併協議会に報告してよろしいですか。(「はい」の声あり)

それでは、そのようにさせていただきます。(「委員長、ちょっと」の声あり)

菅原 登委員 この報告書はこれでいいのですが、ちょっと私も確認ですが、1の方で「30人とする」、これの解釈的には、次の選挙の場合は「以内」というふうに解釈でもいいのですね。新しい議会で定数を定める場合どういうふうに。あくまで30人ですか。30人以内ですか。

高橋義雄委員長 事務局。

濁沼事務局次長 これは1項の部分で「新市の議会議員の定数は、30人とする」ということで、これは30人です。2回目の選挙については30人。ただ、これはあと新市の議会において、定数削減とか何かの部分で.....。

菅原 登委員 それもあり得るということですね。議会でそういう問題が出た時ね。

濁沼事務局次長 当然、議会で別の内容で議決されれば、定数削減できます。ただ、今の時点では、第2回目の選挙については30人ということになります。(「了解」の声あり)

高橋義雄委員長 はい、千葉委員。

千葉伍郎委員 30人とすると、今の時点ではいいのですが、実質的には、新しい市になった時に、いわゆる議会ですね、自治会ですね、2回目の選挙の30人の条例を制定して、初めてこの問題が出てくるのでしょうか。こいつ無しで、まだ条例は全然作っていないですから、条例無しで30人ですよと言切れるものではなくて、改めて条例制定をして、そこで30人とするということになって、初めて効力を発するのではないですか。違うの。間違うと困るから。

濁沼事務局次長 今の1、2の部分で、これは条例制定なんです。この部分で新市の条例制定なんです。でありますから、3月14日からは、定数30人の議員定数の状態です。（「まず、それができるんでしょう」の声あり）ですから、その条例は、当然条例として制定なりますから、あとは新市において、条例改正の部分です。定数改正イコール条例改正の部分です。（「関連して」の声あり）

高橋義雄委員長 はい、高橋委員。

高橋光治委員 条例というのは、今議論しているのは、この議員ですけれども、全部が新市になる時は1回無くなって、これまで協議してきた部分が、執行者によって、代理執行者によって、条例ということでそこから生きる訳でしょう。だから、何もこいつだけ特筆して、それを議論するという意味ではないということであっていいんでしょう。新市になる時のやつさ。そいつでねえこつたら、全部いついづ確認しねけねつうのではなくて、協議をしていったやつが、定数であろうが、職員であろうが、何であろうが、15日に執行者がまずやって、最終的にはそれが条例にという格好で進む訳でしょう。何でも。給与条例であろうが、何であろうが。そいつと捉え方は一緒だという確認を私はしているんですけれども、そういう捉え方でよろしいんですかと。そして、30人ではだめだということになれば、新しくまた次の人たちが決めねげね。そういうことだと思うんです。そこだけは聞かせて下さい。

濁沼事務局次長 今のご質問のとおりです。新市において、当然条例化しなくては分からないところについては、職務執行者が専決をして、条例制定をする。この部分も、議員定数については、職務執行者がですね、（「専決するというのがおかしい」の声あり）これは当然各町村の、10ヶ町村の議決事項に入っていますから。それを踏まえて、当然新市の条例とするということになります。

それと、今言われたとおりに、これまでのいろんなことを合併協議されてきて、確認された内容で、条例改正が絡むものについては、条例制定すると。ただ、それが新市の移行に条例として必要なもの、それから専決ではなくて、新市の議会の中で制定されるもの、そういうものがいろいろありますけれども、新市の立ち上げに必要な条例については、専決されるということになります。

高橋義雄委員長 はい、佐々木さん。

佐々木幸男委員 先般の協議会を休んで、大変申し訳なかった訳であります。この小委員会の報告書については、私はこういうものは分かりませんが、この報告書は協議経過報告書を踏まえての小委員会の報告書だと思うんですが、前にも申し上げてあるんですが、「在任特例は一時棚上げをする」ということで、このとおり文言は載っている訳です。ところが、協議した結果は全然載っていない訳ですよ。これの取扱いはどうにするんですか。私も議会はですね、いずれ瀬峰町議会は、このままの協議経過報告書であれば、私の方は、この議案に対しては、問題は多く出るのかなというふうに思いますね。一時棚上げして、何ら議論しなかったと。協議しなかったということになりますと、私は大きな問題になるのではないかなと思いますが、その辺の考え方をお聞かせいただきたいと思

ます。

高橋義雄委員長　　今、私議論の経過を振り返っているのですが、確かに棚上げしました。棚上げしたんですが、その後の協議において、在任特例は採用しないという話し合いがなされたものと思っております。したと思っています。ですから、棚上げの分については、下ろして、議論して、これはないということになったんだという解釈をしておりましたが、そうではなかったでしょうか。今、事務局に確認してもらっていますけれども、確かに棚上げしたんです。それはね。棚上げした後に、在任特例のことについては、在任特例は採用しないんだと、そのような話をして、皆さんで意見、その部分の集約をして、あと定数特例と本則という話にいったんだと記憶しておりますけれども。

はい、佐々木さん。

佐々木幸男委員　　今、委員長から、在任特例は適用しないというふうな委員会の取りまとめをしたという話であります。そういった文言は、小委員会の中で意見集約として行った経過は、私は無いと思っております。一時棚上げをして、本則か定数かというふうな議論にだけなったような記憶をしている訳であります。この文言でも「協議結果、在任特例は一時棚上げをすることとし、」というふうなことで、棚上げした状態なんですね。文言的にはね。

高橋義雄委員長　　はい、石川さん。

石川正運委員　　この一時棚上げするという議論になった時にね、佐々木さんから同じような質問がありまして、「棚上げして、いつどこで下ろすんだ」と。私が発言したから分かるんですが、やっぱり棚上げしないで、後半に行って、その話、在任特例という話が出てくると、またこんがらがるので、棚上げしないで、いつ下ろすのだという質問を私がした中で、この在任特例のことは、その時点でもう協議というか、議論になったはずだと私は理解しているんですが。

高橋義雄委員長　　はい、佐々木さん。

佐々木幸男委員　　あのですね、私はその議論を繰り返すつもりはないんです。ただ、この小委員会の報告書として出す以上は、その協議経過については、やっぱり明記すべき問題だと私は思うんですね。語ったとか、語らないとかという話ではないんですね。だから、小委員会としては、在任特例は適用しないよというような文言を踏まえた中でなら分かるんですが、一時棚上げをして、あと定数と本則に切り換えたよという話では、そこでなんじょになったか訳分からないような状態になると私は思うんですね。こういうふうな報告書というのはあり得ないと私は思うんです。

高橋義雄委員長　　ちょっと休憩します。

午前11時37分　休憩

午前11時45分　再開

高橋義雄委員長　　それでは、休憩しておりました会議を再開いたします。

今、佐々木委員の方から出されました棚上げの件についてでございますが、今いろいろと休憩中にお話したのですけれども、第3回の検討小委員会で棚上げして、第4回に入って、在任特例については採用しないということになった訳です。それで、そのことを第4回の協議経過の中に、「『本則選挙』と『定数特例』についてを重点的に協議した」という文章がありますけれども、この前に、そのことについて入れておくことにしたいと思っておりますが、どうでしょうか。その文書につきましては、「前回棚上げした『在任特例』については選択しないこととし、」と入れてどうだということですよ。

こういったような文言で。（「協議はしないんですか。」「いや、協議の結果だから」の声あり）協議経過だから。（「協議経過でいいんでねえべか、ねえ」「もう一回お願いします」の声あり）事務局。

濁沼事務局次長 第4回の4の協議経過です。ここに本則と定数特例とあるんですが、その前段に、「前回棚上げした『在任特例』については協議の結果選択しないこととし、『本則選挙』と『定数特例』についてを重点的に協議した。」という一文にしたいのですが、いかがでしょうか。

高橋義雄委員長 今、事務局が説明したとおりの内容を挿入するということではいかがでしょうか。いいですか、佐々木さん。（「はい、よろしいです」の声あり）

それでは、そのように差し替えますので、休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午後12時05分 再開

高橋義雄委員長 それでは、休憩中の会議を再開いたします。

今、一部訂正をしました文章でもって報告したいと思いますのですが、これにご異議ありませんか。

（「異議無し」の声）

高橋義雄委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

以上で、報告書につきましては、終わりたいと思います。これでよろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、このとおり報告させていただきます。

2) その他

高橋義雄委員長 2番目のその他ということでありまして、こちら事務局の方では何もないということではありますが、皆さん方から何かありますか。（「無し」の声あり）

なければ、これで議会議員の定数及び任期等検討小委員会第8回目を終わりたいと思います。

大変ご苦労様でございました。

4 閉会の挨拶

高橋義雄委員長 それでは、以上で議会議員の定数及び任期等検討小委員会に本協議会から付託されました案件の報告書がまとまりましたので、以上でこの検討委員会を終わりたいと思います。

なお、今日は副委員長が欠席いたしておりますので、閉会の挨拶ということでもありませんけれども、皆さん方に大変長期間にわたりまして、回数を重ねてご協議をいただきましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

本当にご苦労様でございました。（拍手）

5 閉 会 午後12時10分 閉会